

仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国家戦略特区の優位性を活かし、外国人材受入企業等の各種相談や情報提供、外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行う「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（機能）

第2条 センターは、仙北市 国家戦略特別区域 区域計画に記載される、「仙北市外国人雇用相談センター」と「仙北市開業ワンストップセンター」の2つの機能を有する。

（支援内容）

第3条 センターが行う支援内容等は、次のとおりとする。

（1）仙北市外国人雇用相談センター

雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う。実施する主な事業は、以下のとおり。

- ア 弁護士、行政書士等による各種相談
- イ セミナー等の開催による情報提供
- ウ 在留許可・不許可に関する事例分析

（2）仙北市開業ワンストップセンター

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う。実施する主な事業は、以下のとおり。

- ア 相談担当による申請書等の作成支援
- イ 受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ウ セミナー等の開催による情報提供 等

（相談記録）

第4条 第3条の支援における相談内容は、「外国人雇用相談センター相談記録簿」（様式1）又は「開業ワンストップセンター相談記録簿」（様式2）に記録し、適正に管理する。

（体制）

第5条 センターの体制は、以下のとおりとする。

- （1）設置場所：仙北市企画政策課に置き、具体的な窓口は市公式ウェブサイト等で公表する。
- （2）施設長：仙北市企画政策課長が兼務する。
- （3）対応時間：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

様式 1. 外国人雇用相談センター相談記録簿

No.	受付日	相談者	対応者	相談内容	対応結果	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式 2. 開業ワンストップセンター相談記録簿

No.	受付日	相談者	対応者	相談内容	対応結果	申請支援実績	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							